

運動習慣化健康プログラム構築事業者選定に係る公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	質問事項	回答
1	仕様書4 事業の対象年齢について、80歳代、90歳代で興味を持つ方も想定されるが対象となるか。	60歳代、70歳代は自立度が高く、運動習慣を定着させることで「生活習慣病の予防や重症化の予防」「フレイルの進行防止」が十分に期待できることから対象としています。一方、80歳代以降は福祉部局等が実施している介護予防教室など別事業で対応しており、すみ分けをしています。
	仕様書6(10) 運動習慣化支援ツールのエクササイズ動画について、いつまでに用意すべきなのか。また、動画配信サービスでの配信は必須か。	エクササイズ動画の提出期限は令和8年10月末までとしています。動画配信の方法については発注者から指定しませんが、視聴する環境が無い参加者に対しては、DVDの配布や紙教材等の代替手段を講じてください。
3	仕様書5(5) 「受注者が運営するスポーツジム等を参加者が事業とは無関係に私的に利用する場合に、受注者の判断に基づき、割引その他の優待措置を講じることを妨げないものとする。」とあるのはどのように解釈したらよいか。	参加者に対し、本事業とは別に受注者が運営するスポーツジムの利用割引等の優遇措置を講ずることを想定し、その場合、発注者はそれを妨げるものではないということを示しています。
4	仕様書6(1) 健康プログラムの実施期間について、通年で実施するものと認識しているが、令和9年度以降は4月から11月末日までとある。実際は8ヶ月の期間で実施するということか。	PFSを導入して実施するにあたり、成果の評価を行う必要があります。評価の1つに主観的指標があり、4月から11月末日までに健康プログラムを実施、健康プログラムの最終日から90日後を基準日として成果指標アンケートを実施します。その後、アンケートの回収、報告書の作成等となるため、通年で実施する事業ではありますが、健康プログラムについては8ヶ月の実施となります。
5	仕様書6(2) 健康プログラムの実施回数の解釈について、最小の回数で実施しようとした場合はどのような考え方になるか。	健康セミナーと組み合わせ、運動習慣サポート教室またはウォーキング講座を同日に開催することは妨げないとしています。一方、運動習慣が定着していない市民を対象とすることから、体に負荷がかかる運動習慣サポート教室とウォーキング講座を同日に開催することは想定していません。しかしながら、運動習慣サポート教室とウォーキング講座を同日に開催することで、運動習慣の定着に効果があると見込まれる場合は、同日に開催することは妨げません。その場合、要する日数の最小は10日となります。
6	仕様書4 対象者を「運動習慣が定着していない60歳代、70歳代」としており、運動習慣の定義は「1回30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続している状態」とあるが、「1回30分以上の運動を週1回継続している方」は運動習慣の定着していない、と解釈してよいか。	ご認識のとおりです。
7	実施要領7(2) 提案書記載内容における成果指標及び定義、根拠となる実績値等については、仕様書に基づく成果指標にプラスして各社が独自に成果指標を提案する場合の成果指標となるものに関する提案内容の記載と理解すればよろしいか。	ご認識のとおりです。ただし、成果連動額にかかる指標については、仕様書に定めるとおりで変更しません。
8	実施要領2(1) 共同体での参加とは別に事業内容や健康セミナーに対し協賛や後援などをつけても良いか。	グループ会社等に事業の協力を依頼することは差し支えありませんが、行政が実施する事業であるため、協賛や後援をつけることは想定していません。また、協力を依頼する団体等は事前に発注者に報告し了承を得てください。
9	仕様書4 対象者となる「運動習慣が定着していない60歳代・70歳代の岐阜市民」については簡易のチェックリストやアンケートから確認するとありますが、簡易のチェックリストやアンケートの内容の検討と作製は受注者となるか。	発注者が作成します。
10	仕様書5(2)(3) チラシ・新聞折込などの紙媒体等の記載がありますが広報において禁止となる広報物はあるか。また、市広報紙に掲載を希望する場合には、2か月を要する場合、結果通知後の掲載準備から9月号以降しか掲載できないこととなるが、8月教室の参加者は市広報誌以外での広報による集客を計る認識でよろしいか。	基本的に禁止する広報物はありませんが、事前に発注者に報告してください。初年度は、7月中旬の契約締結以降、参加者の募集を開始するため、8月から健康プログラムを開始することは困難と見込んでいます。事業紹介及び参加者の募集にかかる内容について、発注者が8月の市広報誌に掲載する内容を準備するため、併せて市広報誌以外での広報で集客を図ってください。なお、仕様書別紙1の日程では、参考までに8月からの各施設の仮予約分を示しています。
11	仕様書6(5) 具体的な施設予約の方法は「岐阜市施設予約システム」を用いるということになるか。	会場とする施設は発注者と協議の上、決定します。市公共施設の予約は発注者が行います。
12	仕様書8(1) 運動機能分析装置や足指筋力測定器を借りる場合において、機器の返却は測定終了後速やかに返却すべき機器か、8月から11月まで継続して借りておける機器であるか。	健康セミナーの初日及び最終日に各会場で開催する体力測定会の際は貸出しますが、その期間以外は返却してください。
13	仕様書8(1) 運動機能分析装置や足指筋力測定器などを自社で持っている場合において自社の物を使用することは可能であるか。提案し許可を受ければ、その他の測定も実施することは可能か。	発注者が保有している機器と同等であり、発注者が許可すれば受注者が所有している機器でも可能です。その他の測定についても発注者の許可を受けてください。
14	仕様書 別紙1 お示しの各会場について、確保いただいた「室名(例:大集会室、サークル室、スポーツ室など)」を各会場ごとにご教示いただきたい。併せて、各室の備品として、イス、ストレッチマット(ヨガマット)の有無とその数量をご教示いただきたい。	各コミュニティセンターは「大集会室」、柳ヶ瀬健康運動施設は「すこやか交流室1・2」の会場を確保しており、各会場定員30名に対応できる数量の机、イスがあることを確認しています。なお、ストレッチマットは用意していないため、必要に応じて受注者が準備してください。
15	仕様書7(3)(4) (3)救命講習の受講 (4)従事者名簿及び救命講習修了証の写しの提出 について、WEB受講した場合の修了証を提出でもよいか。	不可とします。岐阜市における救命講習の場合、WEB講習のみでは救命講習修了証を発行できないため、実技を含めた講習を受講した修了証をお願いします。
16	仕様書18(6) 事業者が自社で作成する既存のテキストを使用する場合、著作権の帰属は岐阜市となるか。	本事業は運動習慣化健康プログラムを構築し、事業期間終了後は構築された運動習慣化健康プログラムを広く市民に展開することを目的としているため、テキストを使用する場合は、本事業用にカスタマイズされたテキストとしてください。なお、受注者に支障がなければ、実施する内容が既存のテキストと同様の内容になることは問題ありません。
17	仕様書11(2) お示しの保険は「公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険」の「加入区分B(64歳以上)」1名あたり1,200円と「加入区分C(65歳以下)」1名あたり2,000円でよろしいか。	ご認識のとおりです。

運動習慣化健康プログラム構築事業者選定に係る公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	質問事項	回答
18	仕様書別紙2 1 対象者(A)(B)(C)の判定時点について 成果指標算定における対象者(A)(B)(C)の分類は、最終的な出席実績確定後に判定される理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	仕様書別紙2 2(2) アンケート未回答者の扱いについて 成果指標アンケートを送付したものの未返送となった参加者については、成果指標算定上「未達成者」として扱われる理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。主観的指標(運動習慣定着者の割合)の評価においては、対象者(A・B・C)の総数を分母、「1回30分以上の運動を週2回以上実施している」と回答した総数を分子とします。未回答者が多数となった場合、成果連動分が減少するため、全数回収できるよう創意工夫を凝らしてください。
20	仕様書6(9) 歩数記録欠損時の扱いについて スマートフォン不具合や歩数計故障等により一部歩数データが欠損した場合の取り扱いをご教示いただきたい。	データの欠損が生じないよう、参加者に対して毎日の記録を実践していただくようアプローチし、不具合等が生じた場合に迅速に対応できる体制を整備してください。また、歩数計の配布にあたっては、使用方法の説明など、事前に参加者の不安を払しょくするよう努めてください。
21	仕様書別紙2 2(3) 客観的指標の最低条件について 客観的指標①～④のうち一つでも成果指標1(0点)の場合、総合客観的指標による成果連動額は全額0円となる理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	仕様書別紙2 2(2) 成果報告書提出後の修正について 成果報告書提出後にアンケート誤集計等が判明した場合、修正提出は可能でしょうか。	修正の内容により、成果連動額が変動する可能性があることから、修正の必要が生じた場合は直ちに発注者に報告し、発注者の指示により修正を行ってください。なお、成果報告書で「成果指標の算定根拠となるデータ」を必ず提出してください。
23	仕様書5(2) 市からの広報協力範囲について 市広報紙掲載以外に、市公式ホームページ、LINE、地域包括支援センター等での周知協力は可能でしょうか。	可能ですが、事前に発注者と協議してください。
24	仕様書5(3) 過年度参加者データの利用について 過年度参加者への再勧誘は禁止との理解でよいでしょうか。また、見学案内等も不可でしょうか。	ご認識のとおり、本事業に参加したことがない市民を対象としています。見学案内等は可としますが、事前に発注者と協議し了承を得てください。
25	仕様書5(4) 定員割れ時の対応について 追加募集後も定員未達となった場合、参加人数不足によるペナルティは発生するのでしょうか。	ペナルティはありませんが、成果指標(1)参加人数に影響するため、定数に空きがある場合は可能な限り参加者の募集をしてください。
26	仕様書5(3) 抽選方法について 定員超過時の抽選は発注者立会いが必要でしょうか。	発注者の立ち合いは想定しておりません。受注者の責により厳正な抽選を実施してください。
27	仕様書6(4) 会場利用料について 令和8年度の指定会場について、利用料減免の対象となるでしょうか。	仕様書別紙11に記載の施設は、全て施設利用料は減免対象の施設です。
28	仕様書6(4) 備品保管について 各コミュニティセンターにおいて、継続利用備品を保管できるスペースはあるのでしょうか。	ありません。
29	仕様書6(5) 駐車場確保について 従事者用駐車場の台数制限または減免制度の有無をご教示いただきたい。	台数制限はありませんが、参加者の駐車台数を確保する観点から最低限の台数でお願いします。各コミュニティセンター駐車場は無料で利用できますが、柳ヶ瀬健康運動施設は無料駐車場がありません。また、従事者への減免制度も想定していません。
30	仕様書6(4) 9(7) 会場変更について 災害・改修等により会場利用不可となった場合、代替施設選定は受注者責任になるのでしょうか。	発注者と受注者が日程・回数の変更について協議した上、施設予約についても発注者と協議し、原則、受注者が行うこととしています。ただし、市公共施設の場合は発注者からの指示を仰いでください。
31	仕様書6(7) zaRitz 及び足指筋力測定器の台数について 各測定機器の貸与台数をご教示いただきたい。	各1台です。
32	仕様書6(7) 測定機器故障時の責任範囲について 通常使用による故障時の修理費負担区分をご教示いただきたい。	発注者と受注者の協議によります。
33	仕様書6(7) 測定者研修について zaRitz 及び足指筋力測定器について、発注者による操作説明会は実施されるのでしょうか。	ご希望があれば、事前に操作説明会を設けることは可能です。場所・日程については別途協議することとします。
34	仕様書6(7) ロコモ度テストの実施環境について 会場内で必要な測定スペース基準等があればご教示いただきたい。	測定スペース基準等はありません。日本整形外科学会が示す方法でロコモ度テストを実施してください。なお、事業前後の測定条件は同じとしてください。
35	仕様書6(10) 動画出演者の肖像権について 動画出演者の肖像権処理は受注者責任との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
36	仕様書6(10) 動画公開範囲について 作成動画は岐阜市が独自に二次利用・再編集・公開する可能性があるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
37	仕様書6(10) 動画配信環境について 動画配信サービスの指定またはセキュリティ基準はあるのでしょうか。	本市として動画配信サービス・セキュリティ基準の指定ははありませんが、SNS等で配信をする場合は、岐阜市ソーシャルメディア利用ガイドラインに従い運用してください。
38	個人情報取扱特記仕様書第8条、12条 個人情報の保管期間について 事業終了後の保管期間及び廃棄方法について指定はあるのでしょうか。	個人情報取扱特記仕様書第8条または第12条に従い、保有する必要がなくなったときは、廃棄または発注者へ返還してください。廃棄は焼却、溶解、シュレッダー処理等の復元不可能な手段を講じてください。

運動習慣化健康プログラム構築事業者選定に係る公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	質問事項	回答
	個人情報取扱特記仕様書	
39	クラウド利用について 参加者管理や歩数管理にクラウドサービスを利用する場合、利用可能な条件をご教示いただきたい。	当市として指定はありません。
	仕様書18(6)	
40	USB等によるデータ移送について 電子データ納品時の媒体指定(USB、DVD等)はあるのでしょうか。	指定はありません。
	仕様書6	
41	オンライン実施について 感染症流行や災害時に、一部プログラムをオンライン実施へ切替えることは可能でしょうか。	オンライン実施は想定していません。
	仕様書6(2)	
42	振替開催について 警報発令による中止時、年度内振替開催が困難な場合の最低開催回数の取り扱いをご教示いただきたい。	発注者・受注者双方が日程・回数の変更について協議した上、決定します。
	仕様書7(1)	
43	補助者の資格要件について 補助者に資格要件は存在するのでしょうか。	補助者に資格要件はありませんが、各プログラムの指導者・講師及び補助者には救命講習を修了している者を含めてください。
	仕様書7(3)	
44	救命講習について 普通救命講習以外(上級救命講習等)も有効でしょうか。	普通救命講習と同等以上の講習であれば有効です。
	特約条項	
45	固定費の支払い範囲について 令和8年度固定費には動画制作・ノート制作費等も含まれる理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	特約条項	
46	成果連動額上限について 令和9年度以降の成果連動額上限400万円の内訳をご教示いただきたい。	各年度の成果連動額上限は200万円としています。一方、令和8年度の健康プログラムに対する成果連動分を令和9年度中に支払うため、令和9年度のみ成果連動額上限が400万円となっています。以降の年度は200万円が成果連動額の上限となっています。
	特約条項	
47	物価上昇対応について 長期契約期間中の物価上昇・人件費上昇への契約変更協議は可能でしょうか。	契約期間中の固定払部分について、契約変更協議は想定していません。
	仕様書14	
48	(実施要領 P2「2 参加資格」、仕様書 P11「14 再委託の禁止」関連) 受注者が主体となり業務全体を統括する前提で、地域スポーツクラブ等を「協力団体」として位置づけ、運動指導補助や広報協力等を受ける体制は可能でしょうか。	基本的には可能としますが、協力を依頼する団体等について事前に発注者と協議し許可を得てください。
	仕様書15、別紙2 2(2)	
49	(仕様書 P11「15 成果指標及び成果連動額」、別紙2 P18～21 関連) (1) 成果指標アンケートについて、対象者が未返送であった場合は、成果指標算定上「未回答者」として除外される認識でよろしいでしょうか。	除外はされません。質問19の回答のとおりです。
	仕様書15、別紙2 1	
50	(仕様書 P11「15 成果指標及び成果連動額」、別紙2 P18～21 関連) (2) 体力測定会に参加しているものの、運動習慣サポート教室の出席回数が5回未満であった場合の扱いについて、成果指標対象者(B)として整理される認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	仕様書5(4)、15	
51	(仕様書 P11「15 成果指標及び成果連動額」、別紙2 P18～21 関連) (3) 再募集により参加した50歳代の参加者については、成果指標の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	仕様書5(4)、15、別紙2 2(2)	
52	(仕様書 P11「15 成果指標及び成果連動額」、別紙2 P18～21 関連) (4) 再募集参加者について、成果指標対象人数(A～C)の分母・分子には含まれない認識でよろしいでしょうか。	含まれます。ただし、体力測定会は健康プログラム初日から30日以内に実施することとしているため、対象者の分類に注意してください。
	仕様書6(10)	
53	(仕様書 P6「(10) 運動習慣化支援ツールの提供」関連) (1) 受注者が既に保有している既存の運動動画を、本事業向けに編集・再構成して活用することは可能でしょうか。	可能です。ただし、制作したエクササイズ動画等の著作権は発注者に帰属します。
	仕様書6(10)	
54	(仕様書 P6「(10) 運動習慣化支援ツールの提供」関連) (2) 動画制作について、撮影機材・編集水準等に関する仕様や最低基準がございましたらご教示ください。	指定はありません。
	仕様書6(10)	
55	(仕様書 P6「(10) 運動習慣化支援ツールの提供」関連) (3) 動画内に受注者名や協力団体名等を表示することは可能でしょうか。	不可とします。
	仕様書6(4)(5)	
56	(仕様書 P4～5「(4) 会場」「(5) 施設利用」関連) (1) 各会場において利用可能な備品(机、椅子、音響設備、プロジェクター、マイク等)がございましたらご教示ください。	仕様書別紙1に示す会場は、机、椅子、音響設備、プロジェクター、マイクを利用することが可能です。音響設備は、音源によっては利用できない会場があるため、会場とする施設に改めて確認してください。なお、仕様書別紙1に示す会場は市公共施設であり、使用する場合は発注者が施設予約をするため、利用したい備品等についてあらかじめ発注者へ報告してください。
	仕様書6(4)(5)	
57	(仕様書 P4～5「(4) 会場」「(5) 施設利用」関連) (2) 各会場における受注者スタッフ用駐車場の利用可否、および利用料金の有無についてご教示ください。	質問29の回答のとおりです。